

2023年10月12日(木)UN Women 提出
公益財団法人日本YWCA

第68回国連女性の地位委員会(CSW68)へのステートメント

日本YWCAは1905年に設立され、1906年に世界YWCAに加盟しました。2019年に国連経済社会理事会への特別協議資格を認められました。今回も国連へ文書提出を行えることを嬉しく思います。

日本YWCAは、アジア・太平洋戦争において、日本が東アジア地域を植民地支配してしまったことやその地域の女性たちを軍事性奴隷にしてしまったことなどをはじめとする多くの加害責任を、組織としてまた会員個人としても担っていくべく、学びを深め、東アジア諸国のYWCAのメンバーから経験や痛みを分かち合われ協働しながら歩んできました。

同時に、ジェンダー正義が行われる公正な社会を目指して、女性の社会参画を進め、人権や健康や環境が守られる平和な世界の実現を目指し、そのために周縁化された人たちのエンパワメントの活動を行っています。わたしたちはすべての個人、特に女性たちが市民的権利を保障され完全に行使できるようになるべきであり、特に若い女性の声が聞かれ、重視されるべきだと信じます。

CSW63の折、日本YWCAから派遣したユースたちはとてもエンパワメントされて帰ってきました。終了後すぐさまプログラムを立ち上げ、日本の中にある地域YWCAでの活動をはじめました。彼女たちは「性的同意」を中心に、自分たちが中学生・高校生のときに受けられなかった「包括的性教育」を日本YWCAのメンバーである中高YWCAを中心に10代の少女に伝えたいと考え、自分たちで内容を考え、丁寧に誠実な準備を重ね、ワークショップを行っています。またその中で、性に関する犯罪における刑法の不備なども指摘し続けています。ユースたちが世界YWCAの若い女性のリーダーシップ養成事業「RISE UP!」の働きと呼応しながら、CSWでのエンパワメントと日本中のYWCAの応援をもって、あきらめずに進んでいく姿はYWCAのメンバーや彼女たちのワークショップを受けた少女たちにとっても、大きなエンパワメントになっています。また彼女たちの思いは他のユースにも伝わり、現在多くのユースがジェンダー、平和、人権などのテーマに関心をもちその働きに関わっています。

しかし、日本は性的な事柄をタブーとする社会的状況があり、文部科学省を中心としているカリキュラム作成において、学校における義務教育の中で「性交を直接的に教えない」という方針が続いています。日本では、コロナ禍の児童ポルノ動画などオンラインでの子どもの性的搾取の増加が問題となりました。日本YWCAから派遣されたユースは、CSW67の発表で本件を取り上げ、性教育、ITリテラシー教育を人権教育の一貫として組み込む重要性を訴え、実施を求めました。このように、ユースたちは果敢に日本での人権教育と性教育の遅れを指摘し、声を上げ続けていますが、若い女性や少女たちの声は聴かれず、人権は侵害され続けています。

また日本はコロナ禍の影響と政治の無策があり、経済的な状況は悪くなっています。

その中で、特に女性たちの状況は悪くなる一方です。会社組織における評価制度や、育休・産休の不備による若い女性たちが抱えさせられている困難、ひとり親家庭(特に女性)の就労困難・貧困、起業する際の資金調達の難しさなど、多くの課題が累積しています。

また、社会的養護を必要とする少女たちが増えています。その原因には家父長制に起因する支配の構造や、暴力を肯定する社会的文化を変革することができていないことなどがあり、経済的困窮に起因する場合もそうでない場合もありますが、経済的困窮が社会的養護につながっていることも事実の 1 つです。また、社会的養護を受け、施設などを利用することになると高等教育(短期大学、高等専門学校、大学以上の教育)をあきらめなければならないことが多く、結果的に貧困の連鎖から抜けられないということが起こります。

日本の 2 つの地域 YWCA が社会的養護を必要とする若い女性・少女たちのための施設運営をおこなっています。利用者の多くはいわゆる血縁の「家族」から暴力(身体的・精神的・性的・経済的など)を受けています。彼女たちにはあらゆる方面でのエンパワメントが必要です。

以上のような状況の中で、国連、そして各国政府に以下のことを強く望みます。

【国連】

1. 若者、特に若い女性と少女たちの声を聴くための枠組み・メカニズムが構築さ、あらゆる意思決定の場において、必ず若い女性たちの声が反映されることが必要です。経済的な理由で、国連本部に行けないユースの声を聞くための仕組みを構築してください。また、同理由から最も物価の高い都市の一つであるニューヨークでの CSW での開催の見直しを求めます。
2. 社会的養護を必要とする特に若い女性と少女たちに、必要なケアとエンパワメント、そして教育が適切に受けられるよう働きかけていくことが必要です。

【各国政府】

1. ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)の「国際セクシュアリティ教育ガイダンス【改訂版】」に準拠する包括的性教育が日本でも世界でも行われることが必要です。
2. 各国政府代表のユースへの渡航費や滞在費の補助を求めます。
3. あらゆる人の性と生殖の健康と権利が守られるため、法律を含めた制度の強化、医療機関・相談機関へのアクセシビリティを強化してください。
4. 国家予算を軍事費や防衛費ではなく、ジェンダーの考えに基づいた教育と貧困対策に充ててください。

この文書提出の機会に感謝し、NGO コミュニティならびに国連女性の地位委員会、国連経済社会理事会とともにこの重要な問題の前進に取り組むことを楽しみにしています。